

減免税措置について

本学は、文部科学省から寄附金の募集について、税額控除に係る証明書および特定公益増進法人の証明書の交付を受けております。いただきましたご寄附は、税額控除または所得控除のいずれか一方の制度を選択し、税法上の優遇措置を受けることが出来ます。ただし、法人については、税額控除の適用はありません。

また、特定公益増進法人の許可を受けている学校法人が、自治体の条例によって認定された場合、住民税が寄附金税額控除の対象となります。本学への寄附金について、控除適用が可能な自治体は、横浜市及び神奈川県です。

1 個人の場合

(1) 寄附を行なった年の所得税（①または②いずれか一方の制度の適用を選択できます）

- ①税額控除（寄附金額を基礎に算出した控除額を税率に関係なく税額から直接控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。）
支出した寄附金の額が2千円を超える場合には、下記の算式により、その年の所得税額から税額控除が受けられます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年中に支出した寄附金額} - 2 \text{千円} \\ \text{(その年の総所得金額の40\%を限度)} \end{array} \right] \times 40\% = \text{寄附金税額控除額} \\ \text{(その年の所得税額の25\%を限度)}$$

②所得控除

支出した寄附金の額が2千円を超える場合には、下記の算式により、その年の所得金額から所得控除が受けられます。

$$\text{当該年中に支出した寄附金額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金所得控除額} \\ \text{(その年の総所得金額の40\%を限度)}$$

※①および②の手続きは、ご寄附いただいた翌年の確定申告の期間中に、本学発行の「領収書」に以下のいずれかを添えて、所轄の税務署で確定申告をしてください。

- ①の制度を選択 「税額控除に係る証明書（写）」
- ②の制度を選択 「特定公益増進法人であることの証明書（写）」

(2) 寄附を行なった翌年の住民税（横浜市内および神奈川県内にお住まいの方のみ）

①横浜市民税

支出した寄附金の額が2千円を超える場合には、下記の算式により、翌年の横浜市民税から控除が受けられます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年中に支出した寄附金額} - 2 \text{千円} \\ \text{(その年の総所得金額の30\%を限度)} \end{array} \right] \times 8\% = \text{寄附金税額控除額}$$

②神奈川県民税

支出した寄附金の額が2千円を超える場合には、下記の算式により、翌年の神奈川県民税から控除が受けられます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該年中に支出した寄附金額} - 2 \text{千円} \\ \text{(その年の総所得金額の30\%を限度)} \end{array} \right] \times 2\% = \text{寄附金税額控除額}$$

※控除手続きは、所得税の確定申告を行うことにより受けることが出来ます。ただし、所得税の確定申告や住民税の申告を行わず住民税の控除を受ける方は、確定申告の期間中に、本学発行の「領収書」を添えて、「寄附金税額控除申告書」を、お住まいの区役所税務課へ提出してください。

2 法人の場合

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金として一定の限度額までが、一般寄附金とは別枠で当該事業年度の損金に算入できます。

$$\begin{aligned} &[(\text{資本金等の額}^{\ast} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%)] \times 1 / 2 \\ &= \text{特別損金算入限度額} \end{aligned}$$

※期末資本金額と期末資本積立金額の合計

上記限度額を超えた金額は、一般の寄附金の額に含めて損金算入限度額の計算をします。